

準備書面（9）

2011年 6月 6日

松山地方裁判所 御中

**本件教科書は、適切な教科書ではなく、
本件採択には、適切な教科書を採択する義務違反がある**

目次

はじめに	1
1、戦後教育方針は、戦前の反省にもとづき、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した	2
2、本件教科書は、戦争を肯定、賛美し、戦後教育方針に反している	6
3、軍国主義・国家主義の標本であった国定教科書と本件教科書との類似性	8
3-1 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その1	8
3-2 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その2	10
3-3 本件教科書の国家主義的記述事例	12
結語	14

はじめに

今治市教委は、今治市の子どもたちに、日本国憲法や1947年公布の教育基本法などに示された「戦前の反省にもとづく戦後教育原理・方針」、子どもの権利条約などに示された「子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」などに適合する適切な教科書を義務教育諸学校の教科用図書が無償措置に関する法律にもとづき当該学校の校長を通じて子どもたちに給与する義務を負っている。

ところが、今治市教委らは、準備書面(1)及び同(7)並びに同(8)で述べたように適正手続に反し、採択協議会の答申などを無視し、委員らの独自の評

価にもとづき扶桑社版歴史教科書（『改訂版 新しい歴史教科書』）と同公民教科書（『改訂版 新しい公民教科書』）を採択した。これらの教科書は、以下で述べるように、日本国憲法、1947年公布の教育基本法などに示された「戦前の反省にもとづく戦後教育原理・方針」、子どもの権利条約などに示された「子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」などに適合しない不適切な教科書である。以下でそれを立証する。

1、戦後教育方針は、戦前の反省にもとづき、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した

1945年7月26日、アメリカ・イギリス・中国の3国の対日共同宣言としてポツダム宣言が公表された。全文は13項からなり、1～5項は戦争終結の機会を与えようとする最後通牒であり、6項以下に、軍国主義の除去、日本を占領すること、領土制限、武装解除と復員、民主主義の確立、平和産業の確立、戦争犯罪人の処罰、無条件降伏などが示されていた。同年8月14日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し、これにもとづき戦後の日本がはじまった。そして、このポツダム宣言は、次のように軍国主義の除去を示していた。なお、読み易くするためにカタカナ表記をひらがな表記に変えた（以下、同じ）。

『六 吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず 』

そして、マッカーサーを最高司令官とする戦後連合軍最高総司令部（以下「GHQ」という）が、日本の管理にあたることとなった。その管理、つまり、日本の支配方法は、日本政府及び官僚行政機構を通して行った。この対日政策の基本は、ポツダム宣言にもとづいてなされたが、日本の非軍事化と民主化であった。

このなか文部省は、地方長官直轄学校長等に次々と訓令を発し、同年9月15日に次の「新日本建設ノ教育方針」を発表し、これまでの教科書の記載内容において主として「軍国主義の除去」との関連で「訂正削除」すべき部分を明らかにした。

『 文部省では戦争終結に関する大詔の御趣旨を奉体して世界平和と人類の

福祉に貢献すべき新日本の建設に資するが為め従来の戦争遂行の要請に基づく教育施策を一掃して文化国家、道義国家建設の根基に培ふ文教諸施策の実行に努めてある

三 教科書

教科書は新教育方針に即応して根本的改訂を断行しなければならないが差当り訂正削除すべき部分を指示して教授上遺憾なきを期することとなつた』

そして、同月 20 日に、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」(『教科書でつづる近代日本教育制度史』平田宗史著 229～230 頁 証拠甲 23 号証)として、文部次官の各地方長官宛通牒が出され、「省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ」とし、次のように具体的な削除箇所等を示し、これにもとづいて、教員が、子どもたちに墨を塗らせ、いわゆる「墨塗り教科書」を使用することになる。

- 『(イ) 国防軍事等を強調せる教材
(ロ) 戦意高揚にかん關する教材
(ハ) 国際の和親を妨ぐる虞ある教材』

一方、同年 10 月 22 日に次の「日本教育制度ニ対スル管理政策」が「連合国軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書」が出され、そこには、次のように「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止」している。

『一 日本新内閣に対し教育に関する占領の目的及政策を十分に理解せしむる連合国軍最高司令部は茲に左の指令を發する

A 教育内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

(1) 軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること、軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること』

『B あらゆる教育機関の関係者は左の方針に基き取調べられその結果に従ひ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又は転職せらるべきこと

(1) 教師及び教育関係官公吏は出来得る限り迅速に取調べらるべきこと、あらゆる職業軍人乃至軍国主義、極端なる国家主義の積極的な鼓吹者及び占領政策に対して積極的に反対する人々は罷免せらるべきこと 』

『C教育過程に於ける技術的内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

(1) 急迫せる現情に鑑み一時的に其の使用を許されてゐる現行の教課目、教科書、教授指導書その他の教材は出来得る限り速かに検討せらるべきであり、軍国主義的乃至極端なる国家主義的イデオロギーを助長する目的を以て作成せられたる箇所は削除せらるべきこと 』

以上のように除去の対象は、教科書だけでなく、軍国主義・国家主義教育を積極的に担った教員や教育関係者に罷免を求め、徹底してそれを除去しようとした。

そして、軍国主義、極端な国家主義、神道思想の教育の中核であつて、教科書や教材の一部を省略・削除する程度ではポツダム宣言の趣旨に合致しないと判断した終身、日本歴史(国史)、地理の教科の授業の停止とそれらの教科書の蒐集・廃棄及び司令部の許可があるまで再開しないことを指示したのが、次の「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」(『教科書でつづる近代日本教育制度史』平田宗史著 230～232頁 証拠甲 23号証)である。

『修身、日本歴史及び地理停止に関する件 連合軍最高司令官総司令部参謀副官第八号民間情報教育部より終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府宛覚書)

一 昭和二十年十二月十五日附指令第三号国家神道及び教義に対する政府の保障と支援の撤廃に関する民間情報教育部の基本的指令に基き且日本政府が軍国主義的及び極端な国家主義的観念を或る種の教科書に執拗に織込んで生徒に課しかかる観念を生徒の頭脳に植込まそがために教育を利用せるに鑑み茲に左の如き指令を発する

(イ) 文部省は曩に官公私立学校を含む一切の教育施設に於いて使用すべき修身日本歴史及び地理の教科書及び教師用参考書を発行し又は認可せるもこれら修身、日本歴史及び地理の総ての課程を直ちに中止し司令部の許可ある迄再び開始せざること 』

これらの経過を 1947年公布の教育基本法の『教育基本法の解説』(戦後教育

の教育方針を示した教育基本法成立直後に、その立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにしたもの) に次のように述べている。

『ポツダム宣言には、第一に、日本から軍国主義と極端な国家主義を除去し、それに代わって平和主義を確立すること、第二に、官僚主義と封建思想を一掃し、それに代わって民主主義とその前提としての基本的人権を確立することを強く要求している。……略……。

連合国は、日本の管理をはじめて間もなく……「日本の教育制度の管理に関する覚書」を発した。この覚書の主要な実質的内容は三つで、教育の基本方針、教職員の肅正、教育の具体的方法である。

(1) 教育の根本方針として二つがあげられ、……第一に、軍国主義的及び極端な国家主義的観念の普及を禁止し、あらゆる軍国主義的の教育と訓練を中止すること。……略……。

この覚書が基礎となって更に次の三つが発せられた。

その第一は、……「教員及び教育関係者の調査、除外、許可に関する覚書」である。……。

その第二は、……「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督及び弘布の廃止に関する覚書」である。……。

その第三は、……「終身、日本歴史及び地理の停止に関する覚書」である。この覚書は、これらの学科が軍国主義及び極端な国家主義的の観念を学生・生徒・児童に押しつける役割を果たしてきたことに鑑み、教育肅正に関する一つの措置として、その授業の停止、教科書の回収などを指令したものである。』

(文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』4頁～6頁)

以上は、ポツダム宣言にもとづくGHQによる日本の占領政策における軍国主義・国家主義教育を除去である。しかし、このことは、平和憲法下の戦後教育方針においても引き継がれ、占領政策としてではなく、日本独自の教育方針となっていく。そのことは、以下に引用する前出の『教育基本法の解説』における田中二郎(当時東京大学教授、後の最高裁判事)の序と田中耕太郎文部大臣『教育改革指針』からも明白である。このことは、今日においても何ら変わることはない。

『ポツダム宣言は、日本のルネッサンスの暁鐘ともいうことができよう。個人の尊厳性が、ここではじめて反省され、国民ひとりびとりの責任の重大性が、ようやく自覚されることになった。そして、この国民の反省と自覚として、国家としては、民主主義と平和主義を旗じるしとして、

新しい日本の建設をめざすことになったのである。

この見地に立って、憲法の根本的改正が断行され、諸法律の徹底的改革と諸制度の全面的刷新が著々と進められようとしている。憲法の改正をはじめとする各種の法律や制度の改革は、もとより必要であり、有意義である。しかし、それだけでは、とうてい、われわれに課せられた新日本建設の責任は果たせない。ここで何よりも必要なことは、日本人の考え方や思想が、個人の尊厳性とその責任の重大性の自覚を前提として、真の民主主義と平和主義とに転換することである。』

(『教育基本法の解説』の序4P)

『わが国が開始すべからず戦争を開始し、継続すべからず戦争を破壊の直前まで継続した大きな罪悪と過誤とが、そのもとをたどれば結局のところ、明治以来の特に既往20年間の国家主義的・軍国主義的教育に胚胎していることは、今日識者の例外なく承認するところであります。』

(田中耕太郎文部大臣『教育改革指針』より)

2、本件教科書は、戦争を肯定、賛美し、戦後教育方針に反している

新しい歴史教科書をつくる会(以下『「つくる会」』という)は、「私たちは、21世紀に生きる日本の子どもたちのために、新しい歴史教科書をつくり、歴史教育を根本的に立て直すことを」を目的に結成された(1997年1月30日)。「つくる会」は、主導的立場で扶桑社版歴史教科書(『新しい歴史教科書』以下「本件教科書」という)を編纂し、2001年度の検定に合格した。「つくる会」は、2005年度の採択に向けて作成されたリーフレット(『大人が知らない 子どもの教科書 その①中学校歴史編』2004年9月11日作成 証拠甲22号証)の冒頭に次のように述べている。

『歴史は“こころの栄養素”

「日本がきれいになった」、「日本人に生まれてはずかしい」

このような言葉が、学校で歴史の勉強をした子供たちの口から聞かれます。

「おじいちゃんたちは人殺しだ」という子供もいます。

学校で歴史の勉強をすると、自分の国を尊敬することができなくなり、自分のおじいちゃんたちを好きになることができなくなってしまうのです。

日本の過去は真っ暗で、

日本人はいつまでも周りの国に対して謝り続けなければならない

戦後の日本では、そういった歴史教育が行われてきました。

これでは健全な子供が育つはずがありません。

「自分を大事にすることができない」

こんな中学生、高校生が増えているという調査結果もありました。

自尊心がないから援助交際をはじめとする非行や自殺など、

自分を傷つける行為も簡単にできてしまうというのです。

「日本に生まれてよかった」

「日本人であることを誇らしく思えるようになった」

このような健全ななこころを子供たちに持ってほしいと思いませんか？

歴史は「こころの栄養素」

歴史の悪い面を強調するだけでは、からだに毒なのです。

子供の読む歴史教科書には何が書いてあるのでしょうか。

そこにはどんな問題が潜んでいるのでしょうか。

そのことを多くの大人たちに知っていただきたいと考えています。 』

その上で、リーフレット 8 頁に、「南京事件」との見出しを付け、「ほとんどの教科書は南京で、民衆を無差別に殺害した」（清水書院）と書いています。」と他の教科書の教科書の記載を紹介し、批判している（6～10 頁）。そして、11 頁に、「このような教科書で学んだ中学生に聞いてみました」として、「明治から昭和の初期までは明らかに日本はとてつもなく悪い国だと思いました」、「歴史の学習をしてきて、悲しい気分になることが多かった。特に明治にはいつてからの出来事は悲しい気分になった」、「日本は世界の国に対して一番悪いことをしてきたと思う」、「昔のことを考えるとすごく恐ろしい国だと思った。卑怯なことや恐ろしいことをしてきたし、戦争とかもしてきたからです」と記載している。そして、20 頁から 31 頁にかけ、「これまでの教科書と比べてみてください」と本件教科書の旧版（以下「旧版教科書」という）を引用し、比較している。

つまり、旧版教科書は、「明治から昭和の初期までは明らかに日本はとてつもなく悪い国」ではなく、「日本人であることを誇らしく思える」教科書であることをアピールしている。たとえば、24 頁には、「国家の存亡をかけた日露戦争」との見出しで、旧版教科書の 222 頁を取り上げ、「世界の海戦史に残る驚異的な勝利をおさめた」と日露戦争の「輝かしい戦果」を引用し、紹介している。つまり、これらの記述は、戦争を肯定し、賛美し、美化し、日本の明治以降の戦争の本質を歪曲し、「日本人であることを誇らしく思える」ようにしている。リーフレットは、旧版教科書をもとに書かれているが、2005 年検定本である本件教科書においても、その本質は、何ら変わらず、先に示した「つくる会」の目的に沿って、本件教科書を編纂している。このことが、本件教科書の大きな特徴である。次に具体的にそれを示し立証する。

3、軍国主義・国家主義の標本であった国定教科書と本件教科書との類似性

「つくる会」の目的に沿って編纂された本件教科書には、先に示した軍国主義・国家主義教育を除去するために回収なり墨で塗りつぶすなどの対象となったものと同質性、類似性のある記載が、次に例示的に示すように多数ある。

3-1 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その1

本件教科書 166～169 頁の「58 日露戦争」における下記の記述は、「戦意高揚」と「戦争賛美」などの事例の一つである。

『日本の連合艦隊は、東郷平八郎司令長官の指揮のもと、兵員の高い士気とたくみな戦術でバルチック艦隊を全滅させ、世界の海戦史に残る驚異的な勝利を収めた（日本海海戦）。』（同 167 頁 証拠甲 24 号証）

上記の記載は、「歴史の名場面」として「日本海海戦」（同 169 頁。証拠甲 24 号証）と関係づけている。ここに記載されている文章と掲載されている資料としての挿絵などを比較し、本件教科書と軍国主義・国家主義として除去の対象となった国定教科書との同質性・類似性を検証する。

本件教科書と国定教科書の『尋常小学国史 下巻』（1921 年）（『日本教科書体系近代編第 20 巻歴史（三）』726～727 頁、講談社、証拠甲 25 号証）、『尋常科用 小学国史（下）』（『戦争と教育』山住正己著 68 頁 岩波書店、証拠甲 26 号証）とを比較検証する。なお、『尋常小学国史 下巻』と『尋常科用 小学国史（下）』（1941 年）を合わせて以下、国史国定教科書という。

まず、本件教科書と国史国定教科書の両教科書に、「連合艦隊の指揮をとる東郷平八郎」と題する挿絵が掲載されている共通点がある。この絵は、山本芳翠作で、日露戦争を描いた絵のなかで、もっともひろく知られているものであり、画家たちが戦争に動員され、「戦意高揚」させる目的で描かされていたその絵である。いわば「戦意高揚、戦争賛美」の絵である。絵の左上に Z 旗が半分見えているが、国史国定教科書の文中には「皇国の興廢此の一戦にあり 各員一層奮励努力せよ」という指令長官の命令の意をふくむものとして描かれている。このように、絵と文章がセットとなり、「戦意高揚」させる

相乗効果を生み出し、軍国主義・国家主義を子どもたちに注入する教材となっている。この場面は、国史国定教科書が何度も修正され改定版が発行されているが、どの国史国定教科書にも登場する。つまり、国史の大きなハイライトの一つとして位置づけられている。

一方、本件教科書は、「敵船見ゆとの警報に接し、連合艦隊はただちに出動、これを撃滅せんとす。本日、天気晴朗なれども波高し」と「戦意高揚」を目的の電報を紹介している。ここでも文章と絵をセットとして、「戦意高揚」の効果を挙げようとしている。「歴史の名場面」との命名が、本件教科書の著者と編集者らの認識と目的を端的に示し、国史国定教科書と同様に、この場面を日本の歴史のハイライトとして取り上げている共通点がある。さらには、両教科書ともに、随所に人物を登場させて物語風にするために史話を取り入れている共通点がある。

今治市教委は、教員用の指導書である本件教科書の教師用指導書（以下「指導書」という）を本件教科書の採択にもとづき学校備品として購入しているが、この指導書を検証してみる（指導書 260～263 頁 証拠 27 号証）。

「③ 世界を変えた日本の勝利」(指導書 261 頁)との見出しの単元を設け、「小国日本が『どうすれば勝った形で戦争を終わりにできるか』を考えていた伊藤博文ら明治のリーダーシップに感想してほしい」(指導書 262 頁 証拠 27 号証)とし、日露戦争は世界にどんな影響を与えましたか」(指導書 262 頁 証拠 27 号証)との設問し、「①植民地にされていたアジア・アフリカ民族に独立への希望を与えた」(指導書 262 頁 証拠 27 号証)とし、「以下のようによろしく授業を終える」とあり、そのまとめは、次の通りである。

『わが国はペリー来航以来、欧米列強の植民地にはされない、彼らと対等につきあえる実力を持つようがんばってきました。それがまさに実ろうとしたとき、日本の安全を脅かすロシアの脅威にさらされ、やむにやまねず挑んだ戦いが日露戦争でした。自国を守る戦いが終わってみると、いま教科書で確認したように、日本の自衛戦争はそれとは別の大きな意味を持っていました。「白人が支配し有色人種は支配される」という世界のルールがこの戦争ではっきりこわされて、白人対有色人種の戦いが始まったのだと、世界が日露戦争を理解したのです。おとなしく白人に支配されていれば戦いはなく平和です。しかしそんな奴隷の平和はいやだという新しい戦いの火種を、日露戦争は世界に振りまいたのです。アジア・アフリカを支配する欧米列強が、日本を警戒するようになったのは当然かもしれません。今後の日本の厳しい運命を予感させます。』

(指導書 262 頁 証拠 27 号証)

このまとめは、リーフレットの冒頭の記述と見事に重なり、「つくる会」の目的を端的に表し、本件教科書の 204 頁の「大東亜戦争」（証拠甲 24 号証）、206 頁の「大東亜会議とアジア諸国」（証拠甲 24 号証）で展開される「大東亜戦争」を自衛自尊の戦争、アジア解放の戦争であるとするベースをなし、歴史の事実を歪曲し、戦争を肯定・賛美し、美化している。

なお、本件教科書の教師用指導書に添付されている CD のなかに、「歴史的分野観点別評価規準」として、「58 日露戦争」のところの②には、「日本が祖国防衛のために開戦を決意し、高い士気とたくみな戦術でロシアに勝利したことを、具体的な資料・事例にもとづいて説明できる」とあり、「先に示した挿絵などを示して、「高い士気とたくみな戦」の説明を念頭において、編集されていることを示していることを付け加えておく。

3-2 本件教科書の軍国主義的（戦意高揚・戦争賛美）記述事例その 2

本件教科書 204 頁、205 頁の「74 大東亜戦争（太平洋戦争）」（証拠甲 24 号証）も「戦意高揚」に該当する次のような記載がある。「アメリカ太平洋艦隊に全滅に近い打撃をあたえた」、「日本の緒戦の勝利はめざましかった」、「わずか 70 日で半島南端のシンガポールにある英国の要塞を陥落させた」、「日本軍はとぼしい武器・弾薬で苦しい戦いを強いられたが、日本の将兵は敢闘精神を発揮してよく戦った」などと戦争場面を物語風に描き、「戦果」を記載しているという異常な特徴がある。この特徴は、国史国定教科書の特徴と同様であり、「戦意高揚」を行う方法として取り入れている。

本件教科書の指導書（324～326 頁 証拠 27 号証）からも検証する。

指導書 324 頁の冒頭に、「本時のならい」として、「大東亜戦争における日本の戦争目的が『自存自衛』であることを把握させる」とあり、「日本軍の奮闘努力のようすをとらえさせる」とある。そして、設問として、「日本政府は、この戦争を何という名前に決定しましたか」とあり、正解として「大東亜戦争」と記憶させようとし、さらには、「日本の『戦争目的』は何ですか」と聞き、「自存自衛」とであると答えさせようとし、歴史の事実を歪曲し、戦争を肯定している。

また、指導書に添付されている「歴史的分野観点別評価規準」の「74 大東亜戦争（太平洋戦争）」には、「②大東亜戦争における日本の戦争目的が「自存自衛」であることを、当時の国際状況と関連づけて説明できる。③教科書の地図や資料を使用して、緒戦の勝利からミッドウェー海戦の敗北まで時系列に沿って説明できる。④大東亜戦争の推移を日本の戦争目的と関連づけて理解しており、日本軍の奮闘努力がわかっている」とあり、本件教科書の編

集者の意図をはっきりしめしている。

さらには、本件教科書における「大東亜戦争（太平洋戦争）」との戦争の命名は、「75 大東亜会議とアジア諸国」（206 頁、207 頁 証拠甲 24 号証）において、「日本は、欧米勢力を排除したアジア人による大東亜共栄圏の建設を、戦争の名目としてより明確にかかげるようになった」と大東亜会議の意義の説明を記載し、その後、「アジアの人々を奮い立たせた日本の行動」として、「私たちは、マレー半島を進撃してゆく日本軍に、歓呼の声をあげました。敗れて逃げてゆくイギリス軍を見たときに、今まで感じたことのない興奮を覚えました」（マレーシアの独立運動家・元上院議員のラジャー・トン・ノンチック氏の著書より）との資料を掲載している。

本件教科書の指導書（328～331 頁 証拠 27 号証）の冒頭に、「本時のならい」として、「日本の緒戦の勝利が東南アジアやインドの人々に独立への希望と勇気を与えたことを理解させる」、「『大東亜共栄圏』におけるアジア諸国との関係では、さまざまな問題も発生したが、日本の南方進出が独立を早めるきっかけになったことを理解させる」とある。

また、指導書に添付されている「歴史的分野観点別評価規準」の「75 大東亜会議とアジア諸国」には、「②「大東亜共同宣言」によって、わが国の戦争理念が明らかになったことを説明できる。③教科書の写真や資料を活用しながら、日本の占領統治政策が東南アジア諸国の独立を早めるきっかけになったことを説明できる。④日本の緒戦の勝利が、東南アジアやインドの人々に独立への希望と勇気を与えたことを理解している」とあり、同資料の「指導計画表（案）」にも、「大東亜共栄圏におけるアジア諸国との関係では、日本の進出が各国に与えた被害と、各国の独立を早めた事実の両面に注目させる」とあり、本件教科書における「75 大東亜会議とアジア諸国」の目的（編集者の意思）を示している。

このように本件教科書は、日本の侵略戦争を自存自衛の戦争であり、アジアの独立に希望を与えた戦争であったと位置付けるなど、歴史の事実を歪曲し、戦争を肯定・賛美、美化している。

なお、他の中学用歴史教科書は、客観的に歴史的事実を日本の歴史学会の通説をベースにし、淡々と記載している。たとえば、今治地区採択協議会が、今治市教委に採択することが望ましいと答申し、また、多くの教員らが、高く評価していた東京書籍版歴史教科書（『新編 新しい社会 歴史』）では、186 頁でまず、「日本の中国侵略」（証拠甲 28 号証）との単元を設けた上で、「アジア・太平洋での戦い」（192 頁 証拠甲 28 号証）と記載し、同教科書の「太平洋戦争の始まり」（証拠甲 28 号証）として、「アメリカは、このような日本の侵略的な行動を強く警戒し、日本がフランス領インドシナを占領すると、日本に対する軍需物質の輸出を制限し、石油の輸出も禁じました。こう

して、日中戦争解決のための日米交渉もうまくいかなくなるなか、日本は、アメリカとの戦争を決意しました」と太平洋戦争の原因に触れ、「1945年12月8日、日本はハワイの真珠湾を奇襲し、太平洋戦争が始まりました」と記載しているに留め、先に示した本件教科書の戦争場面を物語風に描き、「戦果」を記載とは大きく異なる。この比較による相違点が、その反射的に、本件教科書の特徴を端的に示し、かつ、歴史歪曲、戦争肯定・賛美、美化を浮かび上がらせている。

このような本件教科書の記載の大きな特徴は、先に示した、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」において「省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ」とし次の具体的な削除箇所等を示した、(イ) 国防軍事等ヲ強調セル教材、(ロ) 戦意高揚ニカン關スル教材、(ハ) 国際ノ和親ヲ妨グル虞アル教材に該当し、国防軍事等を強調し、戦意高揚をさせ、国際の親和を妨害する記載内容に該当するということにあり、そのことにおける同質性・類似性があり、本件教科書が、憲法、教育基本法などに示された戦前の反省にもとづく戦後教育原理に反し、平和教育に反し、子どもたちにとって到底適切な教科書と言えるものではないことは明らかである。

3-3 本件教科書の国家主義的記述事例

本件教科書のもう一つの特徴を端的に現しているのが、本件教科書114頁の「読み物コラム」としての「武士道と忠義の観念」と、115頁の「人物コラム」としての「二宮尊徳と勤勉の精神」（証拠甲24号証）の記載内容である。ここに記載されている内容は、国定教科書における「忠君愛国」など国家主義的教育内容と同質性・類似性がある。当然ながら、このような内容は、他の中学校歴史教科書には全く見当たらない。

本件教科書がここで取り上げている「赤穂事件」は、国史国定教科書でも大きく取り上げられていたものである。たとえば、先の『尋常小学国史 下巻』には、「第四十一 大石良雄」とあり、見出しとして、「武勇の気風滅ぶ」、「良雄等の忠節」と記載され、「良雄等の節義に感ぜざるはなく、赤穂義士のほまれ甚だ高く、此の後ながく士民の義心を励ましたりき」と結んでいる（『日本教科書体系近代編第20巻歴史（三）』697～699頁 証拠甲25号証）。この国史国定教科書の内容は、教育勅語をそのまま体現したものになっている。つまり、「天皇の臣民としての自覚とその実践」であり、「日常の暮らしのなかでは、家父長制度の頂点に位置する父親に対して孝行を尽くし、勤勉に働き」などいわゆる「滅私奉公」を実践する臣民であり、一方、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ、天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」ということで、「英霊と

なることも厭わぬ臣民」の育成である。

第一次世界大戦後の時勢のなか、教育運動が起こり、各教科とも国定教科書の大修正が行われ、それまでの『尋常小学日本歴史』を『尋常小学国史』と改めた。この「国史」という文字は、先に示したGHQの指令によって歴史授業が停止となるまで使われている。

国史と改めた目的は、国民精神を振作して国家思想（国家主義）を涵養する方針が修身教科書とともに国史の教科書にも特に加えられたことを示している。この方針は1931年の「満州事変」以降にさらに強まり、1941年の国民学校令により、教科のひとつに国民科（国体の精華を明らかに、国民精神を涵養し、皇国の使命を自覚せしめる）が設けられ、この国民科のなかに国史、修身、地理、国語が編入された（『日本教科書体系近代編第20巻歴史（三）』592～598頁参照）。このことを念頭に置きながら、本件教科書の「赤穂事件」などを検証すると同質性、類似性がさらに明らかにである。

本件教科書の114頁では、「赤穂事件」との見出しの後に、いわゆる「忠臣蔵」として流布されている内容が記載され、「主君への忠義をまっとうするためにみずからの命をすてたその行動が、・・・・・・・・今日にいたるまで、日本人の心に深い感銘をあたえる物語となっている」と結んでいる。そして、次の見出しとして、「主君への忠義とは何か」、次には、「公のために働く」とあり、「武士道の忠義の観念」を説明している（証拠甲24号証）。

この本件教科書の「赤穂事件」の取り上げ方と国史国定教科書の取り上げ方に同質性、類似性がある。国史国定教科書において大石良雄が取り上げている目的は、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ、天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」のためである。本件教科書においても、「赤穂事件」で記載されていることは、その後の先に示した「日露戦争」、「大東亜戦争」における戦場における日本軍兵士の精神を支えるものとして描かれ、それは、まさに国定教科書が担ったものと同質の目的を、つまり、「主君への忠義をまっとうするためにみずからの命をすてる」という効果を「赤穂事件」に与えている。

また、本件教科書の115頁の「二宮尊徳と勤勉の精神」（証拠甲24号証）で記載されていることは、やはり、国定教科書の修身の定番として記載し続けられた二宮尊徳の幼名である二宮金次郎の記載との間の同質性、類似性がある。たとえば、『尋常小学修身書 巻三 児童用』（『日本教科書体系 近代編 第3巻 修身（三）』、講談社 250～252頁（証拠甲29号証））には、「四かうこう」において、二宮金次郎を登場させ、「孝ハ徳ノハジメ」で結んでいる。さらに、「五 しごとにはげめ」においても、仕事に励んでいる様子を描き、「六 がくもん」として、昼間仕事に励んだ後、夜に学問をし、「世のため、人のためにつくして、後々までもたつとばれる、りつぱな人になりまし

た」と結んでいる。金次郎を登場させている目的は、「日常の暮らしのなかでは、家父長制度の頂点に位置する父親に対して孝行を尽くし、勤勉に働き」などいわゆる「滅私奉公」を実践する臣民の育成である。

本件教科書における「二宮尊徳と勤勉の精神」の記載は、修身国定教科書で人々の脳裏に刻み込まれた「二宮尊徳」像を背景にし、現代風に変えてはいるが、そのベースとして国（公）に尽くす美德（奉公）を描き、その反射として「滅私」を浮かび上がらせる作用がある。そこには、修身国定教科書において二宮金次郎と登場されている目的における同質性、類似性があり、国家主義がその裏にある。

以上のように、本件教科書は、他の教科書とは全く異なり、戦前において、天皇の臣民を育成するために国史、修身教科書に登場した人物を取り上げ、かつ、その国定教科書に描かれている人物の役割、つまり、国家主義と軍国主義の精神を涵養し、国家主義的思想を持つ子どもたちを育成するという目的ということにおける同質性、類似性がある。

以上は、本件教科書の大きな特徴である軍国主義的・国家主義的記述の幾つかを例示的に示しただけに過ぎない。

結語

以上のように、本件教科書には随所に軍国主義的・好戦的、国家主義的記載がある。また、本件教科書に通低している価値観、思想は、戦争を肯定し、賛美しており、憲法の平和主義に反し、戦後の教育方針の平和教育に明らかに反する。また、子どもの人権条約にも反する（この点については、詳細は別途述べる）。

よって本件教科書は、不適切な教科書であり、今治市教委らが行った本件採択は、違憲・違法である。

以上

添付資料

1	証拠甲 22 号証	『大人が知らない 子どもの教科書 その 各 1 通 ①中学校歴史編』
2	証拠甲 23 号証	『教科書でつづる近代日本教育制度史』 各 1 通 平田宗史著 229～230 頁

終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件 修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件		
3	証拠甲 24 号証	扶桑社版歴史教科書 『改訂版 新しい歴史教科書』 114～115 頁、166～169 頁、204～207 頁 各 1 通
4	証拠甲 25 号証	『日本教科書体系近代編第 20 巻歴史 (三)』 697～699 頁、726～727 頁 各 1 通
5	証拠甲 26 号証	『戦争と教育』山住正己著 68 頁 各 1 通
6	証拠甲 27 号証	扶桑社版歴史教科書 『改訂版 新しい歴史教科書』教師用指導書 260～263 頁、324～326 頁、328～331 頁 各 1 通
7	証拠甲 28 号証	東京書籍版歴史教科書 『新編新しい社会歴史』186 頁、192 頁 各 1 通
8	証拠甲 29 号証	『尋常小学修身書 巻三 児童用』(『日本教科書体系 近代編 第 3 巻 修身 (三)』 250～252 頁 各 1 通
9	証拠一覧	各 1 通